



島根県報

令和 7 年 6 月 13 日（金）

第 6 2 5 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林の指定（2件）	（森林整備課）	2
土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課）	3
土砂災害警戒区域の指定	（ 〃 ）	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（ 〃 ）	4
土砂災害特別警戒区域の指定	（ 〃 ）	4

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技術管理課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	5

【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるデジタルX線TVシステム調達及びメンテナンス業務の委託に係る一般競争入札の落札者等	（病院局）	5
---	-------	---

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		6
---	--	---

【正 誤】

令和 7 年 3 月 28 日 付け島根県報第603号中	（病院局）	7
------------------------------	-------	---

告 示

島根県告示第349号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第 2 条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
上田 真大	脳神経内科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地 1	令和 7 年 5 月 30 日
岡村 拓樹	外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89－ 1	令和 7 年 5 月 30 日
金井 理絵	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89－ 1	令和 7 年 5 月 30 日
藤野 泰志	耳鼻咽喉科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89－ 1	令和 7 年 5 月 30 日

島根県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
出雲市多伎町奥田儀1422－ 1、1422－ 2
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かんよう}
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第351号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
出雲市佐田町大呂465－ 1、2507、2508－ 1、2509、2510、2511－ 1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第352号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、令和2年島根県告示第717号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

南町

3 解除に係る区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第353号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

南町

3 指定の区域

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成29年島根県告示第413号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 解除に係る市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

南町

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

益田市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

南町

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県益田県土整備事務所及び益田市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年6月13日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（現地測量及び路線測量）

2 作業期間

令和7年5月29日から同年10月31日まで

3 作業地域

出雲市大社町日御碕地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（現地測量、基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間
令和 7 年 5 月 27 日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- 3 作業地域
安来市上坂田町地内から田頼町地内まで

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 開発区域
安来市今津町字西荒神506番2、506番4、512番2
安来市今津町字道マン484番17、504番1
面積 702.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市今津町512番地
中島 澄江

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第133条の規定によりその例によることとされる物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 件名及び数量
デジタルX線TVシステム調達及びメンテナンス業務の委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営部業務課 島根県出雲市姫原四丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 4 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
島津メディカルシステムズ株式会社中四国支店島根営業所 所長 古川 剛 島根県出雲市斐川町直江2698
- 5 落札金額
50,585,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和 7 年 3 月 18 日

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第29号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和 7 年 6 月 13 日

島根県選挙管理委員会委員長 大 野 敏 之

- 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 10,759
- 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 156,320
- 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

松江選挙区	54,066
浜田選挙区	13,762
出雲選挙区	46,688
益田選挙区	12,113
大田選挙区	8,937
安来選挙区	10,031
江津選挙区	6,039
雲南・飯石選挙区	11,130
仁多選挙区	3,202
邑智選挙区	4,713
鹿足選挙区	3,426
隠岐選挙区	5,204
- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 156,320

正

誤

令和 7 年 3 月 28 日 付 け 島 根 県 報 第 603 号 中 に 誤 り が あ っ た の で 、 次 の よ う に 訂 正 す る 。

ペー ジ	行	誤	正
2	上から 3	島根県中央病院における麻酔ガスモニター の調達に係る一般競争入札の落札者等	島根県立中央病院における麻酔ガスモニタ ーの購入に係る一般競争入札の落札者等